

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和 7 年 7 月 15 日

社会福祉法人ノテ福祉会
理事長 対馬 徳昭

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

特別養護老人ホームノテ船橋太陽光発電システム設備整備

(2) 業務の目的・概要

特養養護老人ホームノテ船橋の節電対策のため、太陽光発電システムを整備する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで

2 業務の内容

次の施設に太陽光発電システムを整備する。

事業所名 特別養護老人ホームノテ船橋

郵便番号 〒274-0817

住 所 千葉県船橋市高根町 1665-2

電話番号 (直通) 047-404-1684 FAX 047-404-1687

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の企業（法人または個人を含む。）または複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 次の要件を満たしていること。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員の一部が次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 道内に拠点を有する法人又は個人であること。

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、別途指示する参加表明書を提出し、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和7年8月1日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

郵便番号 〒274-0817

住 所 千葉県船橋市高根町 1665-2

社会福祉法人ノテ福祉会 東京本部（担当：林）

電話番号 （直通）047-404-1684 FAX 047-404-1687

- (2) 添付書類

参加表明書には、次の資料を添付すること（コンソーシアムにあっては全ての構成員）。

ア 商業登記簿、法人登記簿など会社又は事業所の所在地及び資本金が確認できる資料

イ 暴力団員等に該当しない（今後これらの者とならない）旨の誓約書

ウ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）を証明する書類の写し

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (3) 公募型プロポーザル方式への参加資格審査を行ったときは、審査結果を通知し、これを満たす者に対して、企画提案書の提出を要請する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年8月15日（金） 午後5時（必着）

- (2) 提出方法 4(1)イに同じ。

- (3) 提出場所 4(1)ウに同じ。

6 参加表明書、企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和7年7月15日（火）～令和7年8月1日（金）

- (2) 交付場所 4(1)ウに同じ

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 企画提案の選考基準

- (1) 事業者の業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容

9 最良の提案をした者の選定方法

提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

なお、提出者が5名を越える場合は、書類選考を行う場合がある。

10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

11 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

郵便番号 〒274-0817

住 所 千葉県船橋市高根町 1665-2

社会福祉法人ノテ福祉会 東京本部（担当：林）

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ヒアリングの日時、場所は別途通知する。ただし、提案者が5名を超える場合は、書類選考を行う場合がある。

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 契約保証金

契約金額の百分の十以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他詳細は、企画提案説明書、委託業務指示書による。